

## 香南市事業継続支援金給付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための、高知県営業時間短縮要請（令和2年12月16日から令和3年1月11日までの間について高知県知事が行うものをいう。）に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者（以下「事業者」という。）に対し、香南市事業継続支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業の継続と雇用の維持を支援することを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 支援金の給付の対象となる事業者は、第1号又は第2号いずれかの要件を満たし、かつ、第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和2年11月30日以前に、事業所等が香南市内（以下この条において「市内」という。）にある法人であること。
- (2) 令和2年11月30日以前に、事業所等が市内にある個人事業者であること。ただし、市内に事業所等を有さない形態で事業を営んでいる場合は、令和2年11月30日以前に市内に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の給付の申請をし、給付を受けていること。ただし、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付要綱（令和3年2月1日高知県制定。以下「県要綱」という。）第3条の給付の要件を満たし、特別な事由により未申請の場合は、この限りでない。
- (4) 支援金の給付を申請する日以後も市内で事業を継続する意思があること。

### (支援金の額)

第3条 支援金の給付額は、県要綱第4条第1項に定める額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

### (給付の申請)

第4条 事業者は、支援金の給付を申請しようとするときは、香南市事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第1号。第5条第1項において「給付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第2条第3号ただし書に規定する場合においては、市長が必要と認める書類を添えて申請

しなければならない。

(1) 振込先が分かる書類の写し

(2) 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金高知県営業時間短縮要請の影響による売上減少等の証明申請書の写し又は確定申告書の写し等の事業収入が確認できる書類

(3) 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書の写し

(4) 本人確認書類（個人事業者の場合に限る。）

2 申請の期間は、令和3年4月1日から令和3年6月30日までとする。

3 申請書類に不備、不足等があり、修正又は追加提出を求めても、なお令和3年7月15日までに適正に更正がなされない場合には、給付申請を取り下げたものとみなす。

（給付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、支援金の給付を決定し、給付申請書に記載された金融機関の口座への振込みをもって通知に代えるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の不給付を決定した場合は、香南市事業継続支援金不給付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の給付決定の取消し及び返還）

第6条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した支援金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（整備保管）

第7条 第5条第1項の規定により支援金の給付を受けた事業者は、事業収入に係る帳簿、証拠書類等を支援金の給付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保

管しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された支援金については、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。